

## 西村大臣記者会見要旨

令和2年5月5日（火）14時37分～15時15分（38分）

（於：中央合同庁舎第8号館1階S101・103会見室）

（大臣冒頭発言）お疲れ様です。本日二つのテレビ会議を行いましたので、そのことについてお話をします。まず経団連、商工会議所、経済同友会3団体のトップとテレビ会議を行いました。私からは昨日の政府対策本部におきまして、緊急事態宣言を全国で5月31日まで延長しました、その経緯と基本的対処方針の見直しをし、その内容についてご説明をしました。また、引き続き、テレワークや時差出勤等の推進、また業種・施設の種別ごとのガイドラインの作成等、実質的な感染拡大防止の取り組みの推進を、改めてご協力をお願いしたところであります。これに対して経済界の皆さんからは、今回の緊急事態宣言の延長についてはご理解を示して頂きつつ、持続化給付金、雇用調整助成金等、政府の様々な手続きの迅速化、簡素化について要望を頂きました。

また、知事会とのテレビ会談ですけれども、飯泉知事をはじめ役員の皆さんと今後の対策に向けて様々な意見交換を行いました。まず私から、医療提供体制の確保、それから地域の感染状況、医療提供体制の確保状況等に応じた、社会経済の活動のレベルの段階的な引き上げ、そして新しい生活様式、スマートライフの徹底の、3つについてお話をしました。そしてその段階的引き上げに関連して、今回の対応はまさに段階的引き上げの第一段階であるということを示し上げました。知事会からは、解除の基準等について、あるいは収束に向けた見通し等についてご意見、ご要望を頂きました。

出口戦略につきましても、まず昨日の感染者数ですけれども、1万5千人を超えておりまして、そのうち173名の新規の感染者がおります。前日は200名ということです。最近200名前後で推移をしております。ピーク時は700人前後だったわけですね。退院された方が新規に111人おります。前の日が174人。ちょっとこの退院者の数が必ずしもリアルタイムに報告がないケースがありまして、後から分かってここで増えるケースもあるので、一概に比較はできないのですけれども、昨日総理が会見で言われたことは、退院される方の数、これは順次増えているんですけれども、これにいかにか新規の感染者の数が下がれば、つまり病院が比較することは今以上にはならないわけですので、あわせて、新規の感染者、陽性の方でも、軽症の方、無症の方はホテルでの宿泊も、宿泊施設での滞在も今、そういう風に進めていますので、そういう意味では退院者の数より、多少上回っても、ホテルの方に収容、入って頂ければ、大丈夫なんですけれども、一つの目安として退院者の数と、新規の感染者の数というのは、比較する一つの目安には

なっていくと昨日総理が申し上げたわけであります。

昨日も申し上げたのであまり申し上げませんが、出口戦略に向けては、昨日お配りをしていると思いますけれども、専門家会議で出されました、最近の感染者の数で、直近1週間の累積感染者数、それから2週間、3週間の感染者の数が出ています。例えばこの1週間であればゼロとか1とか2とか、かなり減ってきているのがありますけれども、我々見ているのが2週間前の姿でありますので、直近2週間、あるいは3週間を見るべきではないか、色々なご意見があります。さらには当然人口が多くなると、大きくなりますので、10万人当たりでそれを比較してはどうかということで、昨日専門家の会議では、こういったデータが示されております。日々こういった指標で、それぞれの感染状況を把握するのが良いのか、今日もまた夕方、専門家の方々と議論をすることにしておりますけれども、日々議論しております。できるだけ目安として客観的な基準で、データに基づいて、それぞれ都道府県がどうなっていくのか判断できるように、できるだけ早くお示しをしたいと思っております。遅くとも5月14日頃には、各県ごとの分析・評価を行って頂きますし、実行再生産数も全国で0.7ですので、4月10日時点で、その後感染者の数は減ってきていますから、それほど大きくはないと思えますし、実行再生産数は日々、ある日増えれば当然その時点では増えることにはなったりしますので、後からわかるということもあります。ですので今は、その数でどうかということころは、むしろ新規感染者の数を見ていますけれども、それも全国各県の数字をお示しできればということで、専門家の皆さんにお願いをしているところであります。

それから昨日も申し上げましたけれど、確かに件数が低くても、PCRの検査が少ないと当然件数は低くなりますので、全国15万件でありますけれども、一定程度のPCRの件数をしっかりと検査していただいて、且つ、陽性率も全国平均9.3%ということで、これは当然、熱が4日間続いた方とかですので高くなります。全国の一般の方の平均よりは、かなり高い数字になっていると思えますけれども、いずれにしても一定数のPCRはやって頂くことと、このことも今日は知事に、知事会の皆さんにはお願いを申し上げました。つまり判断する上の前提条件となるということです。前提となるということです。

それから緊急事態宣言措置の維持・緩和について、昨日通知を各都道府県に発出をいたしております。ここでは例えば特定警戒以外の34県においては、例えばイベントの参加人数が最大でも50人程度であれば、3つの密の発生を避ける等の感染防止対策をしっかり講じて頂くことを前提に、イベント制限の解除等適切な対応を検討して頂くこととしております。ちょっと最後、会議の中で50人未満と言ったかな。通知の書き方が「最大でも50人程度」であればという言い方をしていますので、ご注意を頂ければと思います。それから施設の使用制限

については、昨日も申し上げましたが特定警戒都道府県、13 の都道府県においては、徹底した感染防止対策を前提に、博物館等の一部施設について緩和・解除していくということを申し上げましたけれども、ここでご質問がありまして、それ以外にどういう施設があるのかということで、動植物園、水族館、こういった施設は緩和・解除の対象になっていくと思っておりますけれども、ただし、水族館等も開いたとなつて子供たちが一斉に来ると、3つの密に繋がっていきまじ、感染リスクが高まりますので、入場制限を行って頂くとか、予約制にして頂くとか、また、消毒、マスクを含め、徹底した感染防止策を講じて頂かなければならないと思っております。それから警戒以外の34県においては、それぞれの地域の事情、感染状況、或いは病院の医療提供体制、そうしたものを踏まえて判断して頂くということになりますけれども、いずれにしても、いくつかの例を示しております。映画館やマーケット等の営業自粛の緩和・解除、あるいはレストランの営業自粛の緩和等、これも昨日も通知でかなり細かく、レストランでは個室を避けて頂くとか、換気をよくするとか、間仕切り、隣の席との間を空けるとか、かなり細かく、例示を示しております。専門家会議の提言も踏まえ、通知で示しておりますので、それぞれの業種の皆さん、読んで頂くとかかなり分かるのではないかと思います。改めて、この通知も関係省庁に今、共有をしておりますので、関係省庁から各業界団体にも連絡をして頂いて、そして業界団体において実質的なガイドラインを作って頂くということを進めていきたいと思っておりますし、今日は知事会の皆さんにも改めてお願いをしましたので、知事から各市町村長、様々な団体が地域にはありますので、そういうところにも周知徹底をして頂いて、こうした対策をしっかり講じて頂いて、地域の事情に応じて営業時間の緩和であったり、業務の再開であったり、こういったことを進めて頂くことにしております。段階的経済活動、社会活動の第1段階ということで、地域の事情に応じて進めていければと思っております。特定警戒都道府県においてもそれ以外においても、これまで休業要請等、知事の判断で行って頂いております。当然、そういった休業要請の解除についても、それぞれの地域の状況に応じて、知事の判断で行っていただくこととなります。営業再開するにせよ、今申し上げたような感染拡大を防ぐ努力はそれぞれにして頂くということでもありますので、これは基本的対処方針や通知でお示しをしているところでもあります。その上で、知事の皆さんには引き続き連携をとっていくことを確認をとったところでもあります。

(問) 先ほどの知事会とのテレビ会議にて、大臣は14日、21日に評価をと述べられたが、宣言解除に該当する地域があるか、あるいは特定都道府県を特定警戒にする必要があるかといった判断をするタイミングは14日、翌週21日、月末という3回あるというのが現在のイメージか

(大臣) そうですね。21日の段階で、このゴールデンウィーク、明日までかな、もう曜日の感覚がなくなっていますけれども、6日までということでもありますので、この期間の国民の皆さんに本当にお願ひした、ゴールデンウィークにかかわらずステイホームということで家にいて頂くことをお願いしてきたわけですが、けれども、様々な観光地の人出も、8割、9割と減ってきているところでもあります。私の地元の明石大橋の麓のところも、9割減、近い減ということで、毎年ゴールデンウィークは、もう車で大渋滞して、観光地でありますので、淡路島はですね、人気ですがけれども、今年は9割近い減ということでもあります。それぞれの地域でご努力をお願いして、また、国民の皆さんにご尽力をお願いしているところでもあります。その成果が2週間後に見えてくるのでありますので、そういう意味では、14日頃に続いて、21日頃にも、この間の、この1か月間の緊急事態宣言の国民の皆さんの努力の成果がより明らかになってくることだと思ひます。2週間後に明らかになってくるということですので。14日頃に続いて21日頃にも、分析評価を行って頂いて、そしてそれを踏まえて、様々な対応を適切に考えていきたいと思ひています。仰ったとおり、万が一増えていけば、当然警戒の方に入っていくこともありますし、一定程度、一定の基準以下になっていけば解除ということにも繋がっていくわけでもありますので、データを見て適切に判断をしていきたいと思ひます、

(問) 出口戦略について、先ほどの全国知事会とのテレビ会議の中で、納得ができるように根拠やデータを示してほしいという要望があった。緊急事態宣言解除に係る具体的な数値が未だ国から示されていないということで、今日午後にも大阪府は独自の基準を決定する方向との報道もある。こうした地方独自の動きについて大臣はどう思われるか。また、PCR検査について、一定数のPCR検査が前提条件とのことだが、一定数ということについて、例えば累積患者数のデータの紙にも書かれているが、各都道府県の人口10万比で何割程度なのかといった具体的な検討は既にされているか。

(大臣) まず1点目の、緊急事態宣言の対象区域をどうするかという、この判断は専門家の意見を聞いて、国で判断をしていくことになる。政府対策本部で決定をするということですので、そのための、どういった指標を見るのかということは昨日もう既にお話をしましたし、今も少しお話をしたところでもあります。こういった指標を見ながら、これは感染の状況についてのデータ、これはしっかり見ていきたいと思ひますし、あわせて先ほど退院者の数を申し上げましたけれども、医療の提供体制についてもしっかり見ていく。その観点でPCR検査も、しっかりと、これは両方にかかってきますね、PCR検査をやって、必要な人がちゃんと診れているかということ、あるいは感染者の数、陽性の数にも関わってき

ますので、これはしっかり見たいと思っております。大阪で独自に考えておられる、今事務的にも色々相談を受けてお話を聞いておりますけれども、大阪が判断されようとしているのは、ご自身で休業要請をされて、やめるかどうかの判断だと理解をしています。それは知事の裁量の範囲、知事が休業要請が必要だということで、多くの知事が休業要請を出されておりますし、当然それを解除するのは知事の権限ですので、このことは先ほど申し上げましたし、知事会でも申し上げます。知事が判断する材料をご自身で定められてやるということですから、これは自由にやって頂いてというか、知事の権限の範囲内で、対外的に説明が必要だということで、示されることは、私は良いことだと思っております。しかし、出口戦略という言い方は、これは違うと。緊急事態宣言からの出口ということであれば、これは国が専門家の意見を聞いて定める話、考える話でありますし、このことについては、昨日からこういった指標を見ていくということを私は申し上げます。これについての具体的な基準について、今後解除ということがあり得ますので、早く専門家と相談、意見を聞いて考えていきたいと思っております。ただ、繰り返しになりますが、それぞれの指標は大事です。これはしっかりと見ていきたいと思っております。一定の基準を見て。緊急事態宣言を定めた時も、100以上の累積があること、あるいは倍加スピードが10日以内、多くのところはもう5日以内で倍増していました。それから経路不明の方、これが半分以上あったということでもありますので、こういった指標はしっかりとお示しをしたいと思っておりますし、基準についても申し上げたいと思っております。しかしそれに加えて、今専門家の皆さんが心配しておられるのは、医療の提供体制であります。医療がいざという時に大丈夫かということを含めて見ていきたいと思っておりますし、あわせて、隣県との関係、経済圏、人の移動、こういったことを含めて、最終的にはそういったデータを見ながら、総合的に判断をしていきたいと思っております。その関連でPCRの件数も、お配りしているデータを見て頂いたらわかりますけれども、今日も意見交換しました平井知事の鳥取県。これは非常に感染者の数も少ないですけど、人口も少ない中で1600件の検査をとられています。他方、岩手県はゼロですけども、343件しかとられていません。何か理由があるのかもしれないし、そもそもこれまでのやり方が発熱した方、4日以上発熱した方ということを前提としておりましたので、当然、そういう方が少ない県は少なくなるもの当然です。そういった事情もよく見ながらであります。やはり一定の数は検査を行っていただくと。これは昨日、専門家会議でも、マスコミの皆さんからも、十分ではないのではないかとご指摘を頂いておりますし、我々もこれを進めなければいけないと思っておりますので、厚生労働省において、様々なご意見、専門家からも頂いておりますので、これはもう加速をして、強力に進めていくということだと思っております。補正予算も頂いておりますので、これをしっかりと活用し

ながら進めていくということだと思います。そうした中で、都道府県知事にも、改めてそれぞれの県でこうした検査の体制を、もうすでにウォークスルーとかドライブスルーとかいろいろ進められておられますけれど、改めて進めて欲しいということを申し上げたわけであります。ですので、この件数、陽性率、こういったことも見ながらしっかりと判断をしていきたいと思っております。

(問) 休業要請の実効性の担保、緩和の効果が実際にあるかどうかについて、業種によって再開にあたって名簿を作って管理する対応や、お店で間仕切りを作る対策がとれているのかといったことをどう確認していくのか。確認ができていないと、事業を再開したところで感染が広がっていくリスクがあると思われる。また、逆に、再開したい事業者の中には、対策をとるのが難しいと二の足を踏んでしまうこともあると思われるが、いかにバランスをとるか。

(大臣) 私はそれぞれの事業者の自主性を信じたいと思います。何の対策も打たずにやれば感染は広がります。間違いなく広がります。対策を講じてもらってないと、開業というか、活動は広げていけません。我々、わかりません、未知の、本当にわからない難しいウイルスです。それを相手に戦って、専門家の皆さんも必死で考えて、世界中の知見を集めながら、今我々対策をやっていっています。その集大成の一つが今回の専門家会議の提言であり、それを踏まえて基本的対処方針を決めさせて頂きました。通知も出させて頂きました。もちろん、私は全知全能ではありません。しかし今、思えるベストのやり方で皆さんにお願いをしています。本当に何の対策もとらずにやれば、感染は必ず広がります。また同じように緊急事態宣言を長くして、自主的なことをやらなければいけない。自分だけが大丈夫だとか、自分の店は大丈夫だとか、この考えは絶対に捨ててもらわなければならないんです。しかし私は、ここまでロックダウンみたいな強制力もなく、この緩やかな法体系の中で皆さんにお願いをして、これだけの削減ができています。もう少しなんです。もう少しのところまで来ていますから、是非それぞれのお店では対策を講じて頂きながら対応していただきたい。まだ、接触確認のアプリが未だ導入できていませんけど、今月中にもということ、今、民間の事業者と急いでいます。これに多くの人が入ってくれば、また、お店でこういったことを推奨していただければ、万が一、後で陽性だと、発症したということが分かれば、過去に遡ってその近くにいた人に警告のメールが行きます。濃厚接触者がわかります。今は、アナログだと言われてはいますが、世界に類を見ないやり方で、保健所の皆さん苦勞されて、お一人おひとりから活動を聞き出されて、それで濃厚接触した人を辿って行って、その人を大丈夫ですかと、PCR検査を体調が悪ければ受けてもらう、それを含めてずっとやっていっています。しばらく自宅にいて下さいということが続けて言っています。これで今、人数が少ない

ときはこれまで抑え込んできました。しかし人数が増えると、不明経路になるともうできなくなるわけです。ですから、名簿をとって頂くのも一つの方法だと思います。だいぶ前になりますけれども、埼玉の大きなイベントの時にも、私から知事に、知事から事業者に要請をしていただいて、名簿をとって頂きました。そういった努力は、本当はやってほしくなかったわけですが、それぞれのお店でここに書いてあるような例を示してありますし、業界団体ごとに例を示されると思いますので、そういったことに従って是非進めて頂きたい。繰り返しになりますが、命を守るといふこと、お店の方の命を守ること、お客さんの命を守ること、同時に暮らしを守る経済活動、社会活動を上げていくということも、これは両方やっていかなければいけないんです。そうした中で、もちろん完全じゃないかもしれないけれど、今ベストではないかと思うことを皆さんに提案しておりますので、是非、そうしたことをお願いしたいと思っておりますし、当然、それぞれの都道府県知事、そして市町村で連携をして、対応していかなければいけませんので、仮にどこかで感染があり、クラスターになってくれば、また営業自粛、その地域はいろんな対応をとることになります。ぜひ自分だけは大丈夫だとか、自分の店は大丈夫だとかいうことがないようにお願いしたいと思っておりますし、それから、様々な支援策があります。当座の固定費を払っていくために、持続化給付金を使って頂ければいいと思っております。それ以外に、いわゆる持続化の補助金があります。最大100万円。こういったものを使って、そういった間仕切りをやるとか、換気をよくする、これ購入もできます。あるいは、地方創生の臨時交付金。これも協力金という形で配られたり、支援金という形で配られたりしています。そうしたものも活用していただいて、そうした新たなスマートライフへの対応を是非お願いをしたいと思っております。

(問) 13の都道府県について昨日事務連絡で示されているのが、公園、美術館はよいとされているが、先ほど動植物園、水族館を挙げられたが、それらは事務連絡には書かれていない。公園や美術館と同じと判断してよいと考えておられるのか。

(大臣) 実は通知した添付資料で動植物園は書いてあり、それも累計として、例示として書いておりますので、似たような施設として博物館、美術館、屋内であれば水族館はよく似た施設であります。展示とかですね。屋外であれば動植物園と同じようにみられますので。繰り返しになりますが、やはり人数制限ですとか、予約制ですとか、マスクを屋内外でも着用とか、あるいは近い距離にならないことをよく徹底して頂くとか、消毒液を用意していただくとか、特に子供たちが触ったりするものもあるかもしれませんので、そういったものの消毒とか、しばらくはそういうものは触れないようにするとか、それぞれの管理設置者、県だった

り市町村だったり民間の施設もあるかもしれませんが、そこはよくそれぞれの知事において徹底をしていただきながら、判断をしていただいてと思います。

（問）知事会からの要望の中で、第二弾の補正予算を速やかにと要望があった。罰則等の法的担保を特措法に位置付けをして頂きたいという要望もあった。その2点について、知事会との会合でどのようにお答えになったのか。お答えになっていないようであれば現在の大臣のお考え如何。

（大臣）今後の経済対応、経済対策というかでありますけれども、現段階は一次補正が成立したところでありますので、持続化給付金、特別定額給付金をはじめとして、様々な施策を実行していくと。迅速に、本当に必要とする方に資金を手元に早く届けたいと、全力を挙げているところであります。同時に、特に事態が長引くことも含め、日本だけではなくて、世界経済全体がどうなっていくのかということも含めて、かなりの日本経済にはインパクトがあることは間違いありませんので、そうした状況、事態を見ながら、これは時機を逸することなく対応していかなければいけないと、果敢に対応していかなければいけないと考えています。その上で特に家賃については、少し議論をさせて頂きましたけれども、かなりの部分は持続化給付金でカバーできるのではないかとことも考えています。つまり全国の中小企業の、特に飲食店の場合、家賃の平均が40万円から50万円位ですので、1店舗、2店舗を持っておられるのであれば、この200万円、100万円の支給が行われれば、かなりの部分がカバーできるのではないかと。二大固定費であります家賃と人件費ですね、家賃の方はこれでかなりカバーできる。人件費の方は、雇用調整助成金の上限の引き上げを含めて、また、迅速に対応、書類の簡素化等をしっかり行っていけば、これでかなりカバーできます。平均値がそういうことありますので、多くの中小規模事業者がカバーできるのではないかと思います。さらに10店舗、20店舗持っているような中堅企業については、REVICと地方銀行で作るファンドもありますし、政策金融公庫も劣後ローンもできます。様々な対応もできますので、そういった支援もできます。ですから私からは、実際に本当に厳しい、これでも足りない、どこか間に落ちているような、こういったケースで更なる対応が必要だということは是非具体的に教えて頂きたいというお話をいたしました。これは与党自民党、公明党でも様々な議論が行われておりますので、家賃についてはそうした議論も踏まえまして、足りないところ、やらなければいけないところをしっかりとしていきたいと思っております。あわせて、雇用調整助成金を、これは厚労省において今検討を加速しているところだと思います。そして学生の支援ですね、アルバイト等、止まってしまっている学生への支援も、ここも様々な対応しておりますけれども、



それでも足りないところはどこがあるのかということを含めて検討を急ぎたいと思っております。こうしたこと、検討を見ながら、状況を見ながらになりますけれども、予備費の1.5兆円もあります。そういったことも含めて、いずれにしても臨機応変に対応していけるように臨んでいきたいと思っております。それから特措法の改正については、あまり議論はしなかったのですが、これまでも申し上げてまいりましたとおり、知事会の皆さんからも罰則の強化の話も頂いております。以前には知事の権限の裁量の範囲の拡大ということも頂いていると思います。先ほども申し上げましたとおり、知事の権限については、大阪が取り組まれているように、休業要請を行う、行わない、こういった業種にやるか、こういったことはそれぞれの地域の事情が違いますから、知事の判断が、知事の裁量であります。その時に基準を当然、それぞれ決められて頂いて良いと思います。他方、隣県との関係もありますので、ある県でやってある県でやらなかったら、そっちの方へ人が流れるといったこともありますので、こういったところ、そういったことも含めてしっかりと政府の対策本部で調整をしたいと、知事が適切な判断ができるようサポートし、調整をしたいと思っております。罰則については、もうこれまでも申し上げてまいりますが、国民一人一人がそれぞれの持ち場、持ち場でこのウイルスと戦い、努力をしている中で、店が開いてそこに人が集まって、感染が広がるようなリスクがあると、そういう状況はあってはならないことだと思います。そうした業種に対しても今回も幅広くセーフネット保障の対象にしてまいりますし、持続化給付金の対象にもしてまいりますので、様々な対応もしてまいります。そうした中で、知事の指示・公表しても従わない事業者がいるということは、私は大変残念でありますし、あってはならない。国民の命を守っていくために、必要であれば、罰則を含めて強化をしていくことは当然考えなければならぬと思っております。他方、外出の自粛について、これを罰則をかけて、いわゆる都市封鎖のロックダウンをしていくこと、これはなかなか法律でやるのは私権の制約が強いのかなと思います。ここは詰めて議論をしているわけではありませんけれど、当然、憲法の議論が必要になってくると。仮に外出自粛のようなことまで強制力、罰則をもってやるとすれば、ここは私権の制約がかなり大きくなってきますので、憲法の議論が必要ではないかと。先ほど申し上げた営業についてですね、みんなが今、分かち合いながら、負担を分かち合いながら、努力をしているときに、人を集めて感染リスクを高めているというようなケースがあれば、これは憲法12条の自由と権利は濫用してはならない、そして公共の福祉のために使わなければいけない、まさに公衆衛生、国民の一人ひとりの生命健康を守るために必要な措置ということであれば、私は憲法の、もちろん議論は、整理は必要だと思いますけれども、罰則の強化というのはありうると思っておりますが、外出自粛を、罰則をつけて強制力をもってやる場所は、これは憲法

の議論も必要になってくるのではないかと考えております。それから知事の権限、裁量範囲を広げることについては、私は今の法体系の中で、知事のことをできる限りサポートし、そして必要となった調整を行ってきておりますし、今後その方針で臨んで行きたいと考えておりますけれども、国と地方との関係、条例でどこまでできるかですとか、様々な議論をするにはこれは少し落ち着いてからでないと、かなり統治機構全体の、国と地方との関係を含めた、かなり大きな議論、憲法も含めた、大きな議論になってきますので、これは少し落ち着いてから、事態が収束してから、必要とあれば議論していく必要があると考えております。